

税制面での支援

平成 28 年熊本地震によって直接、間接的に被害を受けた中小企業・個人に対しては、さまざまな「税制面での支援」が行われています。（「確定申告などの期間延長」については、「その他手続きなどの支援（特例措置）」をご参照ください）

1. 災害に関するおもな税務上の取扱い（法人税・所得税共通）

（1）災害により滅失・損壊した資産等

法人の有する資産が災害により被害を受けた場合、被災にともない生じたつぎのような損失や費用は、損金処理が出来ます。

- 商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失の額
- 損壊した資産の取壊しまたは除去のための費用の額
- 土砂その他の障害物の除去のための費用の額

（2）復旧のために支出する費用

被災資産（災害により被害を受けた固定資産）について支出する費用の区分は以下のとおりです。

- ①被災資産についてその原状を回復するための費用は「修繕費」
- ②被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水または土砂崩れの防止等のために支出する費用を「修繕費」とする経理をしているときは、この処理が認められます。
- ③被災資産について支出する費用（上記①②の場合を除く）の額のうち、資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、その金額の 30%相当額を「修繕費」とし、残額を「資本的支出」とする経理をしているときは、この処理が認められます。

※法人が災害により被害を受けた製造設備に対して支出する修繕費用等について、企業会計上、適正な原価計算に基づいて原価外処理（費用処理）をしているときは、税務上もこの処理が認められます。

※修繕費：費用計上が可能

資本的支出：資産計上

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

（3）従業員等に支給する災害見舞金品

法人が、災害により被害を受けた従業員等またはその親族等に対して一定の基準にしたがって支給する災害見舞金品は、福利厚生費として損金の額に算入されます。

また、法人が、自己の従業員等と同等の事情にある専属下請先の従業員等またはその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品についても、同様に損金の額に算入されます。

事業を営む個人においても同様に取り扱われます。

（4）災害見舞金にあてるために同業団体等へ拠出する分担金等

法人が、所属する同業団体等の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等に基づき合理的な基準にしたがって同業団体等から賦課され、拠出する分担金等は、その支出する事業年度の損金の額に算入されます。

事業を営む個人においても同様となります。

2. 災害に関するおもな税務上の取扱い（法人税関係）

（1）取引先に対する災害見舞金等

法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程で取引先に行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等に要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます。

（2）取引先に対する売掛金等の免除等

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、免除することによる損失は寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されます。

また、既契約のリース料、貸付利息、割賦代金の減免を行う場合及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様に取り扱われます。

（3）取引先に対する低利または無利息による融資

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程で復旧支援を目的として低利または無利息による融資を行った場合、通常の利息との差額は、寄附金に該当しないとされます。

（4）自社製品等の被災者に対する提供

法人が、不特定または多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当しないもの（広告宣伝費に準ずるもの）として損金の額に算入されます。

（５）災害による損失金の繰越し

法人の各事業年度開始の前日7年以内に開始した事業年度で生じた欠損金額のうち、棚卸資産、固定資産等について災害により生じた損失に係るもの（災害損失欠損金額）がある場合には、その事業年度が青色申告書を提出しなかった事業年度であっても、その災害損失欠損金額に相当する金額は、その各事業年度において損金の額に算入されます。

3. 災害に関するおもな税務上の取扱い（所得税関係）

（１）個人が支払を受ける災害見舞金

個人が支払を受ける災害見舞金で、その金額がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものについては、課税しないものとされています。

（２）低利または無利息により生活資金の貸付けを受けた場合の経済的利益

災害により臨時的に多額な生活資金を要することとなった役員または使用人が、使用者からその資金にあてるために低利または無利息で貸付けを受けた場合に、その返済に要する期間として合理的と認められる期間内に受ける利息相当額の経済的利益は、課税しなくて差し支えないとされています。

4. 災害に関するおもな税務上の取扱い（その他の税関係）

（１）農地等に係る納税猶予の特例の継続適用

相続税または贈与税における「農地等に係る納税猶予の特例」の適用を受けている農地等が農業に使用されなくなった場合は、納税が猶予されていた一定の税額を納付しなければならないことが原則です。

しかし、その農地等が、例えば建築資材の置き場に使用されるなど、災害のためにやむを得ず一時的に農業に使用されなくなった場合、その土地は農業に使用しているものとして特例の適用が継続されます。

【出典】以上1～4に関しては

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

国税庁『災害に関する税務上の取扱いについて』

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/atsukai/index.htm>

5. 熊本地震により被害を受けた場合の税金の特例措置（国税）

（1）申告・納税等の期限延長

平成 28 年熊本地震により、申告・納付などを期限までにできない法人は、その期限が延長されます。

①地域指定による延長

熊本県に納税地を有する納税者については、平成 28 年熊本地震が発生した平成 28 年 4 月 14 日以後に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されます。（手続きは不要です。）

※ 申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討されることになっています。

②個別の申請による延長

熊本県以外の地域に納税地を有する納税者についても、災害により被害を受けた場合には、所轄税務署長から承認を受けることにより、申告・納付等の期限を延長することができます。状況が落ち着いたら、税務署へご相談ください。

※ 熊本県以外の地域については、引き続き、被災の状況等を踏まえて検討されることになっています。

（2）申告・納付等の期限延長以外の措置について

上記（1）の申告・納付等の期限の延長以外にも、災害にあった場合の税制上の措置として、①納税の猶予、②相続税・贈与税の免除又は軽減、③所得税の全部又は一部の軽減などがあります。まずは最寄りの税務署へご相談ください。

6. 熊本地震により被害を受けた場合の特例措置（振替納税）

（1）平成 27 年申告所得税及び復興特別所得税の確定申告分の振替納税

平成 28 年 4 月 20 日に振替をしましたが、諸事情により、事前に所轄税務署又は金融機関へ振替の中止を連絡ができなかった方については、納税額の振替が行われた後であっても、末尾記載の要件を満たす場合には、納税の猶予として、一旦その納税額を還付できる場合がありますので、税務署へご相談ください。

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

（2）平成 27 年消費税及び地方消費税の確定申告分の振替納税

（熊本県内に納税地を有する方）

今般、熊本県全域を対象として国税に関する申告・納付等の期限の延長措置が行われたことを踏まえ、熊本県内に納税地を有する方は、平成 28 年 4 月 25 日の振替を一旦中止致しました。

新しい振替日については、今後、被災された方々の状況に十分配慮して検討します。

（熊本県以外の地域に納税地を有する方）

平成 28 年 4 月 25 日に振替をしましたが、諸事情によって、事前に所轄税務署又は金融機関へ振替の中止を連絡ができなかった方については、納税額の振替が行われた後であっても、末尾記載の要件を満たす場合には、納税の猶予（※）として、一旦その納税額を還付できる場合がありますので、税務署へご相談ください。

※納税の猶予の要件

災害その他やむを得ない理由に基づき、国税を一時に納付することが困難なこと

7. 熊本地震により被害を受けた場合の税金の特例措置（地方税）

総務省から4月21日付けで各都道府県に対して、地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置等について配慮を求める通知がありました。

各都道府県・市区町村ではの対応については、各自治体の税務担当の部署や事務所にお問い合わせ下さい。

（1）熊本県における県税の対応（県税の申告、納付期限等の延長）

熊本県は、平成 28 年 4 月 14 日以降に到来する県税の申告、申請、請求など書類の提出が必要なもの（審査請求は除く。）の提出期限と、納付もしくは納入期限を延長しました。

期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者や災害復旧の状況等も考慮して、後日改めて告示で定めます。

（期限の延長の対象）

- ・ 県内に住所を有する方
 - ・ 県内に主たる事務所、事業所等を有する方
- ※ 期限の延長を受けるための手続は不要です。

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

（対象外の県税）

以下の県税は、今回の期限の延長の対象外です。

- ・個人の県民税、自動車取得税、自動車取得時に納付する自動車税、狩猟税

（2）地方税の申告、納付期限の延長以外の措置

（1）の申告・納付等の期限の延長以外にも、災害により被害を受けられた場合、地方税に係る軽減や免除、猶予などの制度が適用されることがあります。

まずは各自治体のホームページを確認し、税務担当の部署へご相談下さい。

【出典】以上 5～7 に関しては

国税庁『平成 28 年熊本地震に関するお知らせ』

<https://www.nta.go.jp/kumamoto/topics/saigai/>

熊本国税局『平成 28 年 4 月の熊本地震災害により被害を受けられた方の税務上の措置（手続）FAQ』（平成 28 年 4 月）

<https://www.nta.go.jp/kumamoto/topics/saigai/pdf/joho05.pdf>

熊本県『災害を受けられた皆様へ ～県税の減免等について～』

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15413.html